

事務連絡

平成 20 年 8 月 5 日

政策評価・独立行政法人評価委員会委員長 殿

総務省行政管理局長

政策評価・独立行政法人評価委員会における「独立行政法人の  
役員の報酬等及び職員の給与水準」の活用について（依頼）

今般、当局において、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、平成19年度の役員の報酬等及び職員の給与水準についての各法人及び各府省の公表結果を取りまとめ、公表しました。

また、文部科学省において、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、平成19年度の役員の報酬等及び職員の給与水準についての各法人の公表結果を取りまとめ、公表しました。

当局から、各府省独立行政法人評価委員会委員長及び国立大学法人評価委員会委員長、日本司法支援センター評価委員会委員長に対し、別添 1 及び 2、3 の事務連絡を送付し、評価等に際して、これらの資料を有効に活用いただき、一層厳格な評価を行っていただくようお願いしたところです。

政策評価・独立行政法人評価委員会におかれましても、これらの資料を有効に活用いただき、一層厳格な 2 次評価を行っていただくようお願いいたします。

事務連絡

平成20年8月5日

各府省独立行政法人評価委員会委員長 各位

総務省行政管理局長

独立行政法人評価委員会における「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準」の活用について（依頼）

今般、当局において、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、平成19年度の役員の報酬等及び職員の給与水準についての各法人及び各府省の公表結果を取りまとめ、公表しました。

法人の役員の報酬等については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第52条第1項及び第62条により、役員の業績が考慮されるものでなければならないこととされています。「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定。以下「方針」という。）においては、各府省の独立行政法人評価委員会（以下「各府省委員会」という。）は、各事業年度における業務の評価の一環として、報酬等の支給の状況が通則法第52条の趣旨に適合しているかについても評価を行い、必要があると認めるときは、法人に対し勧告することができることとされています。

法人の職員の給与については、通則法第57条及び第63条において、法人の業務の実績も考慮した基準を定めることとされています。「方針」においては、法人は、職員の給与について、当該法人及びその職員の業績が反映される給与の仕組みの導入を図るものとし、法人の業績については、各府省委員会によって業務の達成目標が大幅に達成されたとの評価が得られたときや業務の達成目標が全体として未達成との評価を受けたとき等において、これを考慮することが適当であるとされています。

また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）においては、法人は、別紙のとおり、給与水準の適正化等に取り組むこととされ、給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、評価委員会による事後評価において、厳格にチェックすることとされています。

各府省委員会におかれましては、こうした点を踏まえ、評価等に際して、この資料を有効に活用いただき、一層厳格な評価を行っていただくようお願いします。

なお、本事務連絡は、政策評価・独立行政法人評価委員会にも併せて送付し、一層厳格な2次評価を行うよう依頼しておりますので、申し添えます。

独立行政法人整理合理化計画（抜粋）

平成19年12月24日閣議決定

Ⅲ．独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1．独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

- ① 独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的  
主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点に  
ついて対応する。
  - ア 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って  
着実に削減に取り組むこと。
  - イ 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準  
が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説  
明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。
  - ウ 主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対  
して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たす  
ものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し  
等適切に対応するよう要請すること。
  - エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省  
事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。
  - オ 各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護  
にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。
- ② 各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給  
与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当  
該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。
- ③ 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観  
点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格  
にチェックする。

平成20年8月5日

国立大学法人評価委員会委員長 殿

総務省行政管理局長

## 国立大学法人評価委員会における「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与水準」の活用について（依頼）

今般、文部科学省において、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、平成19年度の役員の報酬等及び職員の給与水準についての各法人の公表結果を取りまとめ、公表しました。

法人の役員の報酬等については、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条により準用される独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第52条により、役員の業績が考慮されるものでなければならないとされています。また、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定。以下「方針」という。）において、各府省の独立行政法人評価委員会（以下「各府省委員会」という。）は、各事業年度における業務の評価の一環として、報酬等の支給の状況が通則法第52条の趣旨に適合しているかについても評価を行い、必要があると認めるときは、法人に対し勧告することができることとされており、国立大学法人評価委員会においても、これに準じた機能の発揮が期待されています。

法人の職員の給与については、国立大学法人法第35条により準用される通則法第63条において、法人の業務の実績も考慮した基準を定めることとされています。また、「方針」において、独立行政法人は、職員の給与について、当該法人及びその職員の業績が反映される給与の仕組みの導入を図るものとし、独立行政法人の業績については、各府省委員会によって業務の達成目標が大幅に達成されたとの評価が得られたときや、業務の達成目標が全体として未達成との評価を受けたとき等において、これを考慮するものとするのが適当であるとされており、国立大学法人等においても、これに準じた取扱いが期待されています。

また、行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）においては、法人は、平成18年度から5年間で5%以上の人件費の削減を行うことを基本として取り組むこととされ、国立大学法人評価委員会は、各法人のその取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされています。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）においては、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を2011年度まで継続することとされています。

国立大学法人評価委員会におかれましては、評価等に際して、この資料を有効に活用いただき、一層厳格な評価を行っていただくようお願いします。

なお、本事務連絡は、政策評価・独立行政法人評価委員会にも併せて送付し、一層厳格な2次評価を行うよう依頼しておりますので、申し添えます。

平成20年8月5日

日本司法支援センター評価委員会委員長 殿

総務省行政管理局長

日本司法支援センター評価委員会における「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準」の活用について（依頼）

今般、当局において、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、平成19年度の役員の報酬等及び職員の給与水準についての各法人の公表結果を取りまとめ、公表しました。

日本司法支援センター（以下「センター」という。）の役員の報酬等については、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第48条により準用される独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第52条により、役員の業績が考慮されるものでなければならないとされています。また、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定。以下「方針」という。）において、各府省の独立行政法人評価委員会（以下「各府省委員会」という。）は、各事業年度における業務の評価の一環として、報酬等の支給の状況が通則法第52条の趣旨に適合しているかについても評価を行い、必要があると認めるときは、法人に対し勧告することができることとされており、日本司法支援センター評価委員会においても、これに準じた機能の発揮が期待されています。

センターの職員の給与については、総合法律支援法第48条により準用される通則法第63条において、センターの業務の実績も考慮した基準を定めることとされています。また、「方針」において、独立行政法人は、職員の給与について、当該法人及びその職員の業績が反映される給与の仕組みの導入を図るものとし、独立行政法人の業績については、各府省委員会によって業務の達成目標が大幅に達成されたとの評価が得られたときや、業務の達成目標が全体として未達成との評価を受けたとき等において、これを考慮するものとするのが適当であるとされており、センターにおいても、これに準じた取扱いが期待されています。

日本司法支援センター評価委員会におかれましては、評価等に際して、この資料を有効に活用いただき、一層厳格な評価を行っていただくようお願いします。

なお、本事務連絡は、政策評価・独立行政法人評価委員会にも併せて送付し、一層厳格な2次評価を行うよう依頼しておりますので、申し添えます。